

申告相談に必要なもの

■ マイナンバーカード

《お持ちでない人は》

【番号確認書類】

- ・通知カード
- ・住民票の写し（マイナンバー記載があるものに限る）
などのうちいずれか一つ

+

【身元確認書類】

- ・運転免許証
- ・公的医療保険の被保険者証
- ・パスポート
- ・身体障害者手帳
- ・在留カード
- などのうちいずれか一つ

- 印鑑（認印）
- 給与や公的年金などの源泉徴収票
- 社会保険料（国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料など）や生命保険料・地震保険料などの控除証明書
- 医療費控除または、セルフメディケーション税制の明細書（医療費控除を受ける人）
※ あらかじめ、医療を受けた人、支払先ごとに金額の集計をお願いします。
- 介護保険による障害者控除対象者認定書（該当する人）
- 農業や不動産所得がある人は収支内訳書
- 申告者本人の金融機関の口座番号（所得税の還付申告をする人）

税務課 からののお知らせ

家の新築・増築・取り壊しをした皆さんへ

固定資産税は、毎年1月1日現在で、市内に固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している人に課税されます。

市では、平成30年度の課税事務を進めるため、平成29年1月2日から平成30年1月1日までの家屋の異動について、調査・整理を行っています。

次の条件に当てはまる人は、平成30年1月31日までに税務課資産税グループにご連絡ください。必要な手続きについてご説明します。

- 平成29年中に家屋を取り壊した人
※ 法務局（登記所）で「滅失登記」をした人や、取り壊した後に新築し、既に家屋調査を終えた人は除く
- 平成29年中に家屋を新築・増築した人
※ 法務局（登記所）で「新（増）築登記」をした人や、既に家屋調査を終えた人は除く

問合せ 税務課 資産税G ☎ 73-8012

税務署 からののお知らせ

確定申告書の作成は 国税庁ホームページ 「確定申告書等作成コーナー」で！



「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って入力することで、控除額や税額が自動計算され、確定申告書や青色決算書などが作成できます。作成した申告書などは、ご自宅のプリンターで印刷して郵送などにより税務署へ提出することができます。

また、同コーナーの画面上からそのままe-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用して税務署に送信（申告）することもできます。

確定申告会場は 2月16日（金）から！

三国税務署の確定申告会場の開設日は、2月16日（金）です。税務署の確定申告会場で申告書を作成する人は、開設日以降、3月15日（木）までの期間（土日は除く）にお越しください。申告相談についても、2月16日（金）からとさせていただきます。

なお、税務署の確定申告会場では、パソコンで申告書を作成しますので、ご理解とご協力をお願いします。

お電話でご相談ください！

不明な点は、自宅などから電話で問い合わせることができます。

税務署の混雑時には長時間お待ちいただく場合がありますので、まずは電話でご相談ください。

1月18日（木）から3月15日（木）の期間中、「確定申告電話相談センター」にて所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、贈与税の確定申告に関する質問やご相談にお答えします。

三国税務署に電話（☎ 81-3211）し、自動音声案内に従い「0」を選択してください。

また、国税庁ホームページの「タックスアンサー」では、税に関する身近な情報をお届けしています。携帯電話からも接続可能です。

（<http://www.nta.go.jp/taxanswer>）

問合せ 三国税務署 ☎ 81-3211（自動音声案内）

所得税と市・県民税の申告は

3月15日 までに行いましょう！

確定申告を
お忘れなく！

平成29年分の所得税と平成30年度分の市・県民税の申告相談は、**2月16日（金）から3月15日（木）まで**となっています（土日を除く）。

期間中、次のとおり申告相談窓口を設けますので、期限までに必ず申告してください。

なお、午前中や月曜日、申告期限間近には混雑が予想されますので、できるだけ対象地区の割当日をご利用ください。

問合せ 税務課 市民税G ☎ 73-8011

相談時間

8時30分～12時
（受け付けは11時30分まで）

13時～17時
（受け付けは16時30分まで）

申告会場

市役所1階 101会議室



| と き | 対象地区 |
|----------|---|
| 2月16日（金） | 轟木・新田・東善寺・谷島・上番・根上り・仏徳寺・中番 |
| 19日（月） | 新・古・東・六日・旭・新富・天王・水口・十日・脇出・上八日・八日・下八日 |
| 20日（火） | 下番・玉木・河間・宮前公文・北本堂・角屋・中浜 |
| 21日（水） | 坂ノ下・稲荷山・千束・新用・馬場・春日・榛ノ木原・中央・北稲越・新みどり |
| 22日（木） | 向ヶ丘・若葉台・桜ヶ丘・東山・後山・清滝・鎌谷・柵・権世・権世市野々・吉崎地区 |
| 23日（金） | 国影・井江葎・横垣・重義・番田・田中々・堀江十楽・布目・赤尾・富津 |
| 26日（月） | 中川・東田中・瓜生・南疋田・北疋田・次郎丸・御簾尾・北野・北・前谷 |
| 27日（火） | 伊井・古屋石塚・桑原・清間・矢地・菅野・南稲越・河原井手・池口 |
| 28日（水） | 北瀧東・北瀧西・浜坂・波松・城・城新田・番堂野・十三 |
| 3月1日（木） | 滝・青ノ木・宮谷・山室・高塚・清王・山西方寺・柿原・山十楽 |
| 2日（金） | 坂口・蓮ヶ浦・細呂木・橋屋・樋山・指中・沢・嫁威・細呂木駅前・日の出 |
| 5日（月） | 舟津・二面・牛山・松影・新成・宮王・桜 |
| 6日（火） | 笹岡・熊坂・下金屋・畝市野々・牛ノ谷・上野・名泉郷 |
| 7日（水） | 温泉地区・御鷹・光明・翠明・河水苑 |
| 8日（木） | 全地区 |
| 15日（木） | |

▼ 所得税の確定申告が必要な人

- ・事業所得（農業所得など）や不動産所得などがある人で、確定申告をすることにより所得税が加算して課税される人
- ・給与の収入金額が2000万円を超える人
- ・給与所得のある人で、それ以外の所得の合計額が20万円を超える人
- ・2カ所以上から給与を受けている人で、主たる給与以外の給与の収入金額とそれ以外の所得の合計額が20万円を超える人
- ・年金所得のある人で、確定申告をすることにより所得税が加算して課税される人
※ 年金の収入金額が400万円以下で、年金所得以外の所得の合計額が20万円以下である場合には申告する必要はありません。

イータックス e-Tax コーナーのご利用を！

次の日程で、市役所1階の申告会場にe-Tax（国税電子申告・納税システム）コーナーを設置します。北陸税理士会三国支部の税理士がサポートしますので、ぜひご利用ください。

と き 2月16日（金）～3月2日（金）
9時～12時、13時～16時

▼ 市・県民税の申告が必要な人

平成30年1月1日現在あわら市に住民登録のある人は、所得の有無にかかわらず市・県民税の申告が必要です。

- ただし、次に該当する人は申告する必要はありません。
- ・所得税の確定申告をする人
- ・給与所得、年金所得のみの人で、その支払者から支払報告書が提出されている人
- ・控除対象配偶者または扶養親族として扶養控除の対象にされている人で、所得のない人